

## 点検項目（鉄軌道事業者）

点検項目	点検内容
1. 安全に係る規定類の整備、管理	<p>(1) 規定類は、作業ごとに具体的に定めているか。曖昧な表現はないか。</p> <p>(2) 規定類は見やすく、使いやすいものとなっているか。</p> <p>(3) 規定類は、現場の設備や作業の実態に即しているか。</p> <p>(4) 規定類に定める作業の種類と量は適切か。規定が多岐にわたるため、作業が形骸化するおそれはないか。</p> <p>(5) 規定類は、適切に整理・管理されているか。</p> <p>(6) 規定類を制定・改正したときは、作業の実態を実地に調査し、定めた作業手順と内容が適切であることを確認しているか。</p> <p>(7) 現場を統括する部門は、規定類が実態等に即したものかどうか等を定期的に点検しているか。</p> <p>(8) 現場区等からは、規定類に対する問題点や改善点の指摘はあるか。また、指摘等に対してはどのように対応しているか。</p>
2. 係員の、安全に係る規定類にしたがった取扱い	<p>(1) 係員は、規定類を理解しているか。</p> <p>(2) 係員は、規定類にしたがって作業を確実にしているか。</p> <p>(3) 係員は、規定類と異なる作業を行っていないか。</p> <p>(4) 係員が規定類にしたがって作業を行っているかどうか、管理者は日頃から確認しているか。</p>
3. 係員に対する教育訓練	<p>(1) 安全に係る規定類に定める作業について、教育訓練を適切に行っているか。</p> <p>(2) 係員への関係法令と安全に係る規定類の遵守、並びに安全意識は徹底されているか。</p>
4. 情報伝達の迅速性	<p>(1) 現場で誤った取扱いが行われたとき又はトラブルや事故等が発生したとき、その情報は上司もしくは上位機関等に迅速に報告されているか。</p> <p>(2) 類似のトラブルや事故等の情報は、迅速に、上司に報告もしくは関係部署等に水平展開されているか。</p> <p>(3) 上記(1)(2)で報告を受けた後、関係者等は、安全に影響を及ぼすおそれのある事象等に対して早期かつ適切に措置しているか。</p>